

税務署は怖いですか!?!?

税務調査を正しく理解して、毅然とした態度で迎えましょう

税務調査とは?

税務調査とは、租税の課税庁（国税局、税務署等）が行うもので、租税の納税者の提出した申告書の適正を確認するための調査をいいます。調査の定義は、法律上は明確には規定されていないこともあり、税務当局の有利な解釈のもとに実施されている場合もあります。したがって、納税者自身がしっかりした権利意識を持って対処していくことが大切となります。

調査の方法には、任意調査と強制調査があります。

任意調査とは?

「課税庁が各個別租税法に規定された質問検査権に基づいて行う税務調査」のことをいいます。所得税法では234～236条、法人税法では153～157条、相続税法では60・61条、消費税法では62・63条に規定されています。所得税法の条文では『国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、所得税に関する調査について必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類・・・その他の物件を検査することができる。』と規定しており、ここにいう「質問」と「検査」が税務調査の内実となるわけです。

任意の意味合いとは?

「任意」と聞くと、納税者の自由意思により調査を拒めそうですが、そうではありません。任意調査は、質問検査権に基づくものとして、単なる行政調査であって強制調査ではないのですが、質問に対して答弁しなかったり嘘の答弁をしたり、検査を拒んだり防げたり忌避したりしたときには、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる可能性があります。

つまり、任意調査といっても、納税者が答えなかつたりした場合には刑罰が用意されているわけですから、その意味では純然たる「任意」ではなく、受忍義務のある任意調査であり、罰則に裏付けられた公権力の行使を内容とするものです。

しかし、受忍義務があるからといって、どんな場合にも調査を受け入れなければならないかという点、そうではありません。実務面では柔軟な対応がなされていますので、体調不良や近い親戚等の不幸、遠方への出張当日や大切な取引先との約束日、今後の営業に支障の出る恐れのある重大な用務がある場合等には、理由を説明して調査の延期をお願いしてみてください。1週間や10日程度は延期してくれますし、特別な場合には、3ヶ月以上や1年後などの場合もあります。

一時的に調査を逃れても、調査が無くなることは有りません。くれぐれも、嘘の用事で逃げることの無いように!!!

調査の理由とは？

納税者にとっては、調査に来る理由が気になるところです。売上先や仕入先、棚卸や費用の計上等、心配な箇所はたくさんあります。どこを調べるのか、何日間調査されるのか、何かの情報を持っているのかなど、考え出したらきりは有りません。

法律上では「・・・税に関する調査について必要のあるときは・・・」と規定されているだけです。

「必要があるとき」とは、税務当局が必要と認めた時であって、客観的な必要性が重要で、税務職員個人の意思では認められません。しかし、調査の必要性の説明は明示されませんし、聞いても答えてくれません。また、答えないからといって調査を拒むこともできません。

検査対象の物件とは？

調査の時には、税務職員から言われたものは全て提出すべきなのでしょう。私的な机や書類、住宅の内部や個人預金にまで要請があった場合には拒むことはできないのでしょうか。

法律上は、「その者の事業に関する帳簿書類その他の物件」と規定されており、事業等と関連性を有する帳簿書類及びこれに準じる関係書類・物件を広く指します。したがって、実際上は、税務職員から言われ

たら、必要性・関連性を理論的に否定できない限り、拒むことは困難でしょう。

しかし、税務職員といえども、要請したものが全て正当とは限りませんが、その議論はプロでないと困難ですから、税務調査時には税理士の立会を求めることが不可欠でしょう。

反面調査とは？

調査における質問検査権は、納税者本人だけでなく。家族、役員、従業員、取引先等の第三者にまで及びます。

この取引関係にある第三者に対する調査を反面調査といいます。

この中には大切なお得意先等がありますから、反面調査が行われたことにより、取引先との信頼関係にひびが入ったり、取引条件に影響したといったことは、現実的にはよく耳にしています。

質問検査権という制度は、納税者の自主的な申告を前提に、その適正性をチェックして、租税の公平かつ確実な賦課徴収のために認められた制度なのですから、その申告の適正性をまずもって本人調査でチェックし、それでも適正性を担保できないような場合に補足的に反面調査が認められると解すべきである。

とはいっても、現実には多数行われており、銀行調査などは半数以上実施されているのではないのでしょうか。

強制調査とは？

強制調査とは「国税犯則取締法に基づく調査」のことです。

各国税局の調査査察部所属の査察官が担当します。映画で有名になった俗に「マルサ」と呼ばれる部署が担当する調査です。

国税に関する犯則事件を調査するために必要があると判断されるときに、反則事実の存否とその内容を解明するため、裁判所の令状を得た上で行われ、刑事事件と同様に、臨検、搜索、差押えができます。

裁判官の許可、令状を得るための、裁判官を説得できるだけの脱税根拠資料が必要となります。そのため、査察部には脱税の資料や情報を収集する部署と、査察調査に着手する実施担当部署に分かれています。

強制調査が行われた場合には、ほ脱額（脱税額）の多寡や脱税の態様などにより異なるが、多くは検察庁から告訴され裁判により実刑判決（執行猶予付）や罰金刑が科されます。

資料調査課の調査とは？

国税局には外に資料調査課があります。俗に料調（リョウチョウ）と呼ばれている部署で、資料調査課による調査も行われています。

資料調査課の調査は、任意調査に属します。しかし、資料調査課による調査は、実際上は任意と強制のぎりぎりのところでの調査が行われています。調査官は各税務署の調査の精鋭達を集めて編成されており、時には査察部の応援として、強制調査にも従事していますから、任意調査であっても、無通知で臨場し、会社内の隅々まで搜索されたり、社長の自宅に早朝に臨場されて、金庫等の中身を確認されたりと、有無を言わせない迫力があります。

しかしながら、資料調査課であっても、あくまで任意調査ですから、重要な用事があって対応できない場合や、事業に無関係な自宅への立入り調査などの、強引な調査には厳正な態度で拒むことが大切です。

ただし、資料調査課が調査に来ることに心当たりがある場合には、素直に応じて、情状酌量を嘆願するのが得策と思われれます。

税務調査に対する正しい対応

昨今の我が国の厳しい財政事情を踏まえると、やはり広く公平な税負担は不可欠であり、適正・公平な賦課徴収の実現のためには、法律によって認められた質問検査権の適法・適切な行使である、税務調査は許されるものと解されます。

現在、税務調査を受ける件数は、一般的な税務署の任意調査が最も多く実施されています。

税務署の任意調査では、その方法や日数などを、最終的には税務署長等のトップが決めますが、ほとんどの事案は担当職員自身の判断によるところが大きいのが現状です。

そのため、常日頃からの、しっかりした帳簿の整備や、適正な処理に心がけて、調査での対応では、調査に協力的に接し、不正な経理等が行われていないとの自信のある態度で対応すれば、担当職員に好印象を持たれて、調査も早期に終了することでしょう。

税理士の的確なアドバイスや理論的な説明があれば、なお安心です。

節税対策も、税務署からの指摘を理論的に説明し、正当性を認めさせる税理士に任せておけば、経営者本来の業務に安心して邁進できます。